

ケアハウス剣崎拠点区分

◎基本方針

1. 安全で安心できる施設(短期入所事業所含む)サービス、を提供します。
 - ・ご利用者の有する能力の維持及び向上を目指すと共に、その人らしさを持ち続け、その人が望む生活ができるように支援します。
 - ・ご利用者が、自立して安全で安心して生活ができるように、適切なサービスを提供すると共に、新たなニーズを見出してサービスの質の向上を目指します。
 - ・ご利用者の尊厳の保持、人権を尊重する為に、身体拘束廃止・虐待防止すると共に、本人の望む生活が送られるように、プライバシー保護に気を配りながら人的・物的な環境を整えます。

2. 住み慣れた地域での生活継続の為に在宅サービスを提供します。
 - ・デイサービス事業は、在宅生活を送る利用者が住み慣れた地域での生活が継続できるように、事業所の役割と機能を活かし地域ケアシステムの社会資源として地域に信頼される事業所を目指します。
 - ・居宅介護支援センター事業所は、在宅支援の専門機能を活かしながら個別のニーズをとらえ関連サービス関係者と連携して、在宅生活を続ける高齢者の自立支援及び家族支援に向けて中心的な役割を担う事業所を目指します。

3. 地域の多様なニーズを探り、地域との共生を図ります。
 - ・地域や関係機関と連携・協働し多様なニーズを把握して、課題などの解決に取り組める窓口機関となります。
 - ・様々な催しや通常の施設運営において、施設を開放し地域の交流の場としての役割を担います。
 - ・災害時には、施設の設備等を活かし避難所としての機能を地域に提供します
 - ・実習生や学生(小・中・高校生等)の体験活動を受け入れ、介護・福祉への興味や魅力、やりがい等を発信できるように取り組みます。

4. 魅力ある職場作りと、人材育成に取り組みます。
 - ・良好な職場の人間関係の構築を目指し、ハラスメントのない風通しの良い組織風土づくりを推進します。
 - ・職員の質の向上並びに福祉サービスの質の向上を目指し、介護・福祉の次世代を担うリーダー育成に取り組みます。
 - ・ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進します。
 - ・コンプライアンス体制の維持とメンタルヘルス対策へ取り組みます。

◎事業計画(中長期計画 令和6年～令和10年)

<施設内外の整備>

※建物の諸設備・備品等の修繕に適時対応し、また、計画的な防災対策にも努め、安全で快適な施設環境の維持に努める。

<サービスの質の向上>

※第三者評価を受審して、評価・見直しを行うことで、サービスの質の向上に繋げる。

(軽費老人ホーム・短期入所生活介護は、3年に1回 剣崎デイサービスセンターは5年に1回の

受審とする)。受審結果をもとにサービスの改善に努める

※入居者・利用者の個々のニーズを把握し、その方らしく安らぎの持てる安心した生活が維持できるように支援する。

※入居者・利用者の個別ニーズの把握に努め、介護予防に視点をのいたレクリエーション・健康体操・介護予防トレーニングなどの実施により、楽しい雰囲気の中で体力の増進・維持ができるように支援する。

※個々の嗜好に配慮した食事を提供するとともに個人の身体状況に合わせた栄養管理を行う。

<人材育成・人材定着>

※入居者に対するサービスのレベルアップと職員の資質向上を目的として、外部研修に積極的に参加するとともに内部研修も積極的に行う。

※職員の資格取得の支援をする。(介護支援専門員合格率 up, 介護福祉士合格率 up, 実務者研修の受講・喀痰吸引研修受講等)

※新規・中途採用職員の育成と定着に向けてプリセプター制度利用する。

※介護職・看護職の魅力を発信する。(SNSなどで発信、ティルーム剣崎の開催)

※外国人の育成(技能実習生、特定技能実習生)と定着に取り組みを行い人材確保に繋げる。

※人材育成・定着を目的に、人事評価制度を実施する。

<業務改善>

※介護業務・事務作業負担軽減を目的に、ICT・IOT機器の活用を進め業務の負担を軽減する。また、各事業所がそれぞれ 5S運動を実施したうえで、業務のムダ・ムリ・ムラを排除し生産性向上に繋げる。

<地域貢献>

※能登半島地震で被災した避難者をできる限り受け入れ支援を行う。また、支援活動に参加するなど継続的な取り組みを行う。

※地域に対する貢献事業として、剣崎デイサービスセンターやケアハウス剣崎なんばホール等を地域に開放して、地域の憩いの場として活用する。また、地域への行事に参加し交流を深める。

※ケアハウスの機能を活かして地区の一人暮らしの高齢者や高齢者世帯との関わりを持ち気軽に利用してもらえるような関係性を構築する。(災害時の想定も含めて)

<災害時対応>

※災害時には、地区の関係機関・町内会と連携しながら対応できるような体制を整える。

※BCP(業務継続計画)の実用化にむけての検証と研修・訓練の実施が定着する。

<設備投資や改修>

ケアハウス剣崎

- ・2階、3階入居者食堂備品の整備
- ・ナースコールの取り換えとインカム使用の検討
- ・浴室の整備
- ・非常用自家発電機の設置
- ・照明器具のLEDへの取替え
- ・水回りの備品交換

剣崎デイサービスセンター

- ・フロア床の張り替え(暖房時と冷房時の気温の変化によって、床材が浮き上がってきており、利用者が転倒する危険性がある)

- ・フロア内 エアコンの取り換え(3台)

- ・照明器具の LED への取り換え

支援センター

- ・現在、夜間及び休日に持ち回りで1台の携帯電話を使用して緊急対応をしているが、利用家族の要望もあり(LINE 活用等)個々に携帯電話を所持し対応できるようにする。

- ・事務所内、床の張り替え工事

- ・事務所内の照明器具の LED への取り換え

(単年度計画 令和5年度)

ケアハウス剣崎

(1)経営の安定

①各事業所の稼働率をあげる為の取り組み

安定した経営を維持するために、各事業所が目標値をたて稼働率をあげ収益の向上を目指す

i ケアハウス特定施設入居者 定員 50 名中 1 日平均 46 名を維持する。(要支援者 3 名)

介護度が低下することで、ケアハウスでの生活が困難になり退居に至る為、介護予防への取り組み(機能訓練、認知症予防、口腔ケア)を積極的に行い退居者数を減らす。(年間5名)また、骨折や誤嚥性肺炎による入院者を増やさない(月平均 0,5 名)

ii 短期入所生活介護(夜間泊りの人数 平均 12 名)

- ・被災者の受け入れを積極的に行い、在宅生活への復帰や施設入所への支援をする。

- ・夜勤職員を配置して安全に配慮することで、受け入れ人数を増やす。

iii 通所介護(1 日平均利用者数 30 名)

- ・住み慣れた地域で生活が継続できるように、個人のニーズに応じたサービスを提供する。

iv 居宅介護支援センター(月利用者数 介護 95 名 予防 36 名)

- ・困難事例も断る事なく新規利用者を受け入れ、特定事業所としての役割を果たす。

- ・災害時対応等、様々な視点からの研修に参加して介護支援専門員としてのスキルアップを目指す。

②業務改善を行い生産性の向上に繋げる

- ・職員全員で 5S 運動に取り組み、同じ目標を持ち実施する。さらに個々で何のコスト削減を目指すのか意識して、結果が見えるように実践する(人事評価制度)→全事業所

- ・全ての福祉サービスが、標準的に実施されているかチェックできる体制を作り、チェックを実施後、サービスが標準化するように改善を行う(ケアハウス介護、通所介護)

③各事業所で情報を発信する。(ケアハウス、短期入所生活介護、通所介護)

- ・ホームページの充実とブログの更新を定期的(2 週に 1 回以上)に行い、各事業所を利用したいと思えるような内容で情報を発信する。

④感染症の発生をおさえ拡大させない

- ・感染症が発生して拡大することで事業を停止させなければいけない状況に陥る。発生しても拡大しないように、日頃から意識する取り組みを行う。また、予防対策を徹底して施設内に持ちこまないようにする。→感染症委員会

(2) 入居者・利用者が希望する生活ができるように支援する。

(ケアハウス、短期入所生活介護、通所介護)

① 入居者・利用者の個別のニーズを把握して、そのニーズに沿った個別ケアを実施する。また、行事やレクリエーションを企画する際にも、ニーズに沿って実施し、日常生活の中に楽しみや生きがいを持って頂けるように努める(サービス計画書にて記載)

- ② 介護の重度化防止と自立支援を目的に、多職種・各委員会が連携して介護予防に繋がるサービスを提供する。
- ③ 個人の嗜好や今までの食生活を尊重し、1人ひとりの状態に合わせた食事を提供する。また、行事や祝祭日には、旬の食材を取り入れた季節感あふれる食事の提供に努める。
- ④ 入居者・利用者が災害時に安全で安心して生活が継続できるように、業務継続計画を見直し、研修・訓練を実施する(感染症・自然災害)
- ⑤ サービスの質の向上を目指すために、第三者評価の結果より改善点を洗い出し実施する。

(3) 家族との交流及び地域との交流と社会貢献活動に努める。(全事業所)

- ① 能登半島地震で被災された方の受け入れと、支援活動を継続する。
- ② 家族・地域住民が参加できる行事を開催する。(ゴーゴー剣崎感謝祭)
- ③ 入居者・利用者家族との連携と支援を積極的に行う。(ケアハウス特定)
- ④ 林中地区福祉施設連絡協議会の活動に参加して、民生委員や福祉協力員との連携及び地区の福祉施設(こども園、障害者施設等)と連携を図り地域のニーズの把握に努める。
- ⑤ 地域住民や在宅介護者のニーズを把握する為、ティルーム剣崎を開催する。
また、オンラインを活用した交流も構築する。
- ⑥ 入居者・利用者が地域の行事に参加して地域住民と交流を行う。(花見会、運動会、敬老のつどい、文化祭、林中夏まつり等)
- ⑦ 各種ボランティアとの親交を図り、地域に出向いて交流促進をする。
- ⑧ 地域行事への職員参加(春・秋のクリーン作戦、湾岸清掃、公民館行事、地区会議等)
- ⑨ 火災発生時及び自然災害発生時に地域住民と協力体制を取り、お互い支援を行えるような関係性を持つ。(町内会行事に参加、夜間避難訓練時に町内会より参加してもらう等)
また、災害時福祉避難所として受け入れがスムーズにできるように研修や訓練を実施する。

(4) 人材の確保と育成・やりがいのある職場作りへの整備(全事業所)

- ① 新規・中途採用職員の育成: ネット研修(eラーニング)を利用して、個々の資質や成長に応じた研修計画を立て実施する。また、継続的な指導をする為に、プリセプター制度を利用する。
- ② 外国人技能実習生の受け入れと育成。
- ③ 現任職員(有期雇用職員・派遣職員含む)の育成: ネット研修(eラーニング)を利用して、個々の所属する委員会や役割を考慮しながら研修計画を立て実施する。
- ④ 介護福祉士資格取得に繋がる支援を行う(実務者研修受講)
- ⑤ 人材の育成と定着、職員の資質向上を目的に、施設内研修を開催する。
- ⑥ 年度始めに外部研修参加への希望者を聞き取り、本人が希望する専門分野の知識向上と専門職としてのステップアップを目指し施設外研修に参加する。
- ⑦ 残業時間や時間外勤務を減らし働きやすい環境を作る(有期雇用職員も含む)
- ⑧ メンタルヘルス対策に取り組み、職員が気軽に意見が言える「はた楽BOX」の継続。保健安全委員会を中心に多職種協働でハラスメント防止対策を行う。

◎運営計画

● ケアハウス剣崎

1日平均入居者数	一般 4名	職員数	正職	嘱託医	有期	合計
	特定 46名					
1日平均 ショート利用者数	13名		26名	1名	10名	37名
居室(入居)	◆1人部屋・44室		◆2人部屋・3室			
居室(ショート)	◆1人部屋・9室		◆2人部屋・2室			

<令和6年度業務目標>

- ①入居者が心身ともに安定したケアハウスの生活の実現を目指す。
- ②職員は自己研鑽に努め、より良いサービスの提供を実践していく。
- ③コロナ禍後、家族地域の関係性を新たに構築していく。

介護部門

(ケアハウス一般・特定入居者)

1. 自立支援

- ①科学的介護の運動と栄養、排泄、水分量の把握と、入居者個人の目標に対しての達成率を上げる事で生活の質の向上を図り、安心・安全な生活の継続により自立支援につながるよう多職種・各委員会が連携し取り組んでいく。
- ②機能訓練や口腔ケアは入居者の状態に合わせ見直しを行い、骨折や誤嚥性肺炎による入院を少しでも無くす。また、LIFE(科学的介護情報システム)の評価を基に、サービスの計画・実施・評価・振り返りに反映させていく。

2. 認知症ケア

- ①入居者・利用者が健康で生き生きした生活を送れる様に、介護予防体操の継続と心身機能の低下を防ぐ。
- ②介護予防に関する取り組み(歩行運動や自動足漕ぎ機等)を行う。
- ③認知症の方の心理状態や認知症予防方法の研修に参加し、職員の勉強会を行うことで、認知症ケアの専門性を高めていく。

3. ケアプラン

- ①アセスメントを行い入居者や家族の意向をお聞きし個別のニーズを把握し、そのニーズに沿った生活を送れるようサービスを提供していく。
- ②希望する外出行事の実施 趣味としての軽作業 過去の職場での経験に繋がる活動やその方の生活歴に関連するようなドライブなど入居者のニーズに沿った活動を行っていく。
- ③ケアプランに沿ったサービスが実施されているか、ケアプランに沿ったケアチェックを行い、モニタリングで評価する。

4. アクティビティ

楽しみのある生活を送れるようにコロナウィルスの感染対策を行い、フロア毎にレクリエーションやカフェ等の屋内行事の活動を実施する。

(短期入所者生活介護)

1. 利用者や家族の要望を伺い、意向を取り入れた支援を行う。
2. 残存機能を維持する事を目的として、プリント・体操・手作業・ゲームや外出行事等、楽しめるメニューを行い、介護予防活動を行う。

3. コロナウィルス等感染症を持ち込まないよう、予防対策を講じて受け入れを行い、発生が疑われた場合には速やかに対処する。

(共通)

1. 入居、ショートともに災害被害者の積極的な受け入れを行い、在宅復帰への支援を行う。
2. コロナウィルスの感染対策のもと、地域の行事の参加や清掃活動等を行い、地域のニーズに対して、当施設のできる機能を発揮して地域に還元する。
(クリーン作戦、花見会、運動会、敬老のつどい、文化祭、林中夏まつり、ティルーム剣崎等)
3. 施設内で転倒事故等多いが、インシデントとアクシデントの把握、分析、考察を行い、介護事故の予防と再発防止を図る。
4. 介護職員のスキルアップと知識、技術の向上を目指し、施設内外の研修に積極的に参加する。
外国人技能実習生、新人職員を対象として、プリセプター制度を行い、技能・知識を統合して自信と誇りを持てるように指導していく。一人一人が専門職としての自覚と責任を持ち連携強化し、質の向上とチーム力アップを目指す。また、キャリアに応じた資格取得や研修参加を推進し計画的に進める。特に研修参加者のバラツキを無くしていく。
5. 5S 運動の実施取り組みを行ない、業務のムダ・ムリ・ムラを無くしコスト削減・タイムロスを見直し、負担の軽減・生産性の向上を目指す。
 - ・使ったものはもとに戻す。
 - ・ムダ・ムリ・ムラについて意識し、話し合い、合意の上行っていく。
6. アセッサーを導入し、業務状況の把握・評価を行い、ケアの統一化を図る。

医務部門

1. ケアハウス入居者の健康管理に努め、ご家族、かかりつけ医（主治医）への情報提供・情報共有の充実を図り施設生活が健康な状態で送られるように努める。結果、早期対応に努めることで入院件数を増やさない。
2. 短期入所生活介護利用者が安心して過ごせるように努める。また感染症対策として常に情報共有と適切な対応を行い、職員、ケアハウス入居者への拡大防止に努める
3. 職員の健康管理に努め、安心して勤務に就けるよう努める。また外国人技能実習生に対し健康面等の相談役を務める。
4. 他職種と連携して入居者の日常生活動作の維持と要介護の低下防止に努める。（機能訓練、口腔ケア）。LIFE（科学的介護情報システム）の評価を基に、サービスの計画・実施・評価・振り返り（PDCA サイクル）を行なう。
5. 骨折、誤嚥性肺炎などでの受診、入院にならない健康維持、介護度の低下予防を目的に適切なサービスをとって、余暇利用の体操、機能訓練、月1回の口腔ケア及び口腔チェックを実施する。
6. 感染症対策の中心となり対策の強化・感染拡大を防止する。BCP の実用化の研修・訓練、感染症対策（予防・まん延防止・発生時）の職員研修・訓練、入居者等の感染に関する周知を図る（感染症対策委員会と連携）

生活相談員部門

1. 入居稼働率を上げる為に、平均空床期間目標 20 日以内を目標とする。空床になり退居等が予想される時は、直ちに次の候補者を選出し準備しておく。また、候補者が、ケアハウスで長期間生活できるかをアセスメントする。退院がスムーズに出来るように病院と家族と連絡を取り合う。

特定施設入居者生活介護の利用人数を定員 50 名、1 日平均 46 名を目指す。

2. 短期入所者生活介護においては、入居相談等、状態などを細かく連絡し、その中で居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの関係性を構築していき新規利用者獲得に努める。また、空床情報を各居宅などに出来るだけ発信し稼働率アップを目指す。

ショートステイの夜間泊り平均 12 名を目標とする。また、被災者の受け入れを積極的に行い、在宅生活への復帰や施設入所への支援をする。(夜勤職員を配置して安全に配慮することで、受け入れ人数を増やす)

施設で感染症が発生した時は、各関係機関、ご家族、ご利用者様などに注意喚起をメールや電話連絡にて促し、協力を得る事で対応を強化していく。

3. 地域住民のニーズを知り、そのニーズに沿った活動を開催する。また、その際に各種ボランティアと親交を図り交流を行う。さらに、地域で行われる行事への職員参加を促し、地域貢献に努める。
4. 感染症予防を行いながら、ケアハウスで行っているサービスを地域住民も利用できるように調整・案内し、活用していただく。(理髪サービス、ショッピング、移動スーパー等)
5. 家族が参加できる行事を多職種と連携し開催することで、家族と交流を行い、施設での生活を見てもらったり、家族の思いを知る事に繋げる。

栄養部門

1. 他職種・各委員会と連携しながら入居者及び利用者の状態把握に努め、健康が維持できるよう個々に応じた食事や情報の提供を行い、食事の向上・介護予防を目指す。(ミールラウンドの実施、掲示物の作成)
2. 入居者及び利用者の嗜好や要望を把握し、食事を通じて季節を感じ、楽しみにつながるような行事食・カフェ・おやつ作り等の実施を図る。
3. 衛生管理の徹底と安全かつ安心な食事を提供する。
4. 感染症及び自然災害 BCP 計画に伴い、緊急時でも対応できる食事の体制を整える。

● 剣崎デイサービスセンター

1 日平均利用者数	30 名	職員数	正 職	日勤職員	有 期	合 計
			2 名	6 名	8 名	16 名

<重点事項>

1. 地域ケアシステムの社会資源として地域に信頼される事業所を目指します。
2. 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び体操・機能訓練を行います。
3. 利用者及び家族の要望により、個別の通所介護計画を作成、利用者が必要とするサービスの提供に努めます。

<令和 6 年度目標>

1. 感染症の発生状況を見ながら外部慰問等を再開し、より楽しみが持てるよう外出行事も感染等を考慮しながら安全を重視し行事計画を実施する。
2. 感染対策については感染委員会と話をしながら、解除できるものなどを明確にして、利用者にも引き続きマスク、手洗いなど必要な対策を継続してもらい。発熱の有無のみならず風邪に似た症状などにも十分注意しながら営業を行っていく。
3. 日々の生活動作の中で、専門職の指導を受けながら看護師が機能訓練に取り組み利用者の ADL の維持や介護度低下に繋がることがないように支援する。

4. 利用者や家族からの要望等を聞きながら剣崎デイサービス独自の魅力づくりを行うことで新規の利用者の獲得が出来るよう取り組みを行う。
5. 地域の行事に参加に関しては今後少人数での参加が可能なものを選定しながら参加を模索するとともに住民との関係を構築する。
6. 知識や個人の能力の向上のために研修に、積極的に参加し職員の知識や意識、の向上及び介護の質の向上を目指す。
7. 5S運動に職員1人1人が自覚を持ち取り組み、ムリ、ムラ、ムダの削減に努める。そのうえで、業務時間内に仕事が終えられるよう業務の見直しや工夫を行う。
8. 職員一人一人が提供するサービスが標準的に実施されているかチェックする体制を作り、実施する。

● 居宅介護支援センター

取扱	介護 95名	職員数	正職	有期	合計
月利用者数	介護予防 50名		4名	名	名

<重点事項>

1. 利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮します。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健、医療または福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供されるサービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行うものとします。
4. 関係市町、他の指定居宅介護支援事業所、居宅サービス提供事業者、介護保険施設、地域包括支援センターとの連携に努めるものとします。

<重点目標>

1. アセスメント等ケアマネジメントの一連の流れについて、支援経過記録に実施日、方法(居宅を訪問等)、面接した者等を記録するなど根拠となる法令に基づいた記録の徹底に努めます。
2. 2024年度介護報酬改定内容

・特定事業所加算の算定要件見直しについて

困難事例を断ることなく新規利用者を受け入れ、特定事業所としての役割を果たします。

災害時対応、ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会等の様々な視点からの研修に参加するとともに、評価の充実を図り、ケアマネとしての資質向上に努めます。

・入院時情報連携加算の見直しについて

利用者が入院した日、もしくは、入院した日の翌日又は翌々日のうちに病院職員に対して必要な情報を提供することを徹底します。

・ターミナルケアマネジメント加算の見直しについて

末期の悪性腫瘍の患者に限らず終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意

向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合となったことを理解し提供を徹底します。

・**高齢者虐待防止の推進について**

措置を実施するための担当者を設置し虐待防止の指針を整備します。委員会を定期的に開催し従業者への虐待防止のための研修を定期的実施し従業者へ周知徹底します。

・**身体拘束等の適正化の推進について**

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し従業者に周知徹底します。身体的拘束等の適正化のための指針を整備。従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

・**ケアプラン作成にかかる「主治の医師等」の明確化について**

具体的取り扱い方針に基づいたケアマネジメントを実施します。

<指定居宅介護支援の具体的取扱方針>

通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーション等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。このため、利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に対面や郵送等にて交付しなければならない。

「主治の医師等」については、主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること特に通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションについては、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。

・**感染症や非常災害の業務継続計画のブラッシュアップに努めます。**

3. ケアハウスの特徴を生かし地域の独居高齢者や高齢者世帯からの困りごとなどの情報をキャッチ包括支援センターや医療機関等と連携し地域の様々な活動や交流行事に参加し、利用者獲得に繋げることを意識して行動し地域との関係性作りに努め気軽に相談してもらえるような居宅介護支援センターを目指します。
4. 事業所が市町から直接介護予防支援事業者として指定を受ける制度が開始し、介護予防支援の利用者数の増加が見込まれることから、地域の包括支援センター及び各病院との信頼関係を作り、依頼があった時は断ることなく積極的に受け入れを行います。
5. 日々の信頼関係を重視して、いつでも相談しやすい環境と雰囲気づくりに心掛け、事業所内での決定事項(業務分担表参照)についても常に協力し合い、支障が出ないように努めます。